

## 平成 29 年御嵩町議会第 4 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 12 月 8 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 29 年 12 月 8 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 議案第 64 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について
  - 議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 68 号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 69 号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 70 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
  - 議案第 72 号 指定管理者の指定について
  - 議案第 73 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 発議第 2 号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について



議事日程第 1 号

平成 29 年 12 月 8 日（金曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

( 1 ) 会期

( 2 ) 会期及び審議の予定表

日程第 3 諸般の報告

議長報告 5 件

( 1 ) 岐阜県建設技術協会の要望書

( 2 ) 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して  
意見書提出を求める陳情

( 3 ) 腎臓病患者の人工透析通院交通費助成の増額要望書

( 4 ) 定例監査実施報告書

( 5 ) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成 29 年 8 月分から 10 月  
分まで）

日程第 4 委員長報告 1 件

( 1 ) 新庁舎整備特別委員会中間報告

日程第 5 議案の上程及び提案理由の説明 11 件

議案第 64 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて

議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につい  
て

議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 68 号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正す  
る条例の制定について

議案第 69 号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

議案第 70 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第 72 号 指定管理者の指定について

議案第 73 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に



会計管理者 佐久間 英 明

生涯学習課長 石 原 昭 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 各 務 元 規

議会議務局

書 記 丸 山 浩 史

開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成29年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いをいたします。

それでは、招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

日に日に寒くなっておりますけれど、きょうは雪まじりの雨になるんじゃないかというようなことも言っておりましたが、いよいよ第4回定例会が終わりますと、師走、今月が師走でありますけれど、大変心せわしいような時間を送ることになるかと思えます。新たな年をしっかりと迎えらるるよう準備をしたいと思っております。

本日はこの寒い中、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、挨拶を申し述べます。

御嵩町議会第4回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

まず、去る10月23日に逝去されました医療法人忠知会桃井病院、桃井知良名誉院長に心より哀悼の意を表します。桃井院長の功績は、本町における地域医療での活躍だけではなく、行政に対しましても御尽力いただきましたことは、皆様も御存じのとおりでございます。25年前にみたけ・未来・21の設立式典で桃井会長が挨拶された「水の清らかさと青い空、山の緑を大切に、子供たちの未来を守れるよう政策提言をしていきたい」という言葉は、私の心に今もなお強く残っております。私が町長選挙への出馬を考えるべき立場にあることを諭してくれたのも桃井院長であり、今日、私が町長職にあるのも兄のような立場での桃井院長のあまたの言葉があったからと改めて考えさせられているところであります。これらの思いを胸に、今後も議会の皆様とも前向きな議論を重ねていきたいと考えております。

さて、10月22日に投開票されました第48回衆議院議員選挙では、安倍政権への強い支持というより野党分裂による側面が大きくあらわれる結果となり、自民党が284議席を獲得す

る大勝を果たし、公明党と合わせて3分の2の議席の確保をしました。今後の第4次安倍内閣がどのような政権運営を行うのか注視していきたいと思っております。

また、地元岐阜4区では、金子俊平氏と今井雅人氏が当選を果たしており、両氏にはアグレッシブな活躍に期待を寄せるところであります。これに伴い、大臣経験のある金子一義氏、藤井孝男氏が政界を勇退されたことは大変残念ではありますが、これからの地元のために御支援をいただけるものとお聞きしており、寂しくはありますが、心強く感じております。改めて両氏には本町の発展のため、国政において御尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

このたびの福祉医療費助成事業に係る高額療養費未請求問題につきましては、町民の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

この福祉医療費助成制度は乳幼児、義務教育就学児、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対して医療費の助成を行う制度であり、このうち高額療養費分は、町が一旦立てかえを行い、後日、被保険者から申請書と委任状をいただき、この立てかえ払い分を保険者に対して請求し、町の歳入としております。

今回、担当者がこの事務手続を3年間にわたって怠り、2年の時効成立により立てかえ払い分を保険者に請求できず、町に1,170万7,507円もの多額な損失を出してしまいました。町民の皆様を初め関係者の方々に対して、大きく信用を失墜させてしまいましたことには、まことに痛恨のきわみであります。

この問題の発生を受け、町行政のトップである町長とあわせて副町長の給与を減額するため、本定例会に御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を上程しております。また、関係した職員8名に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行ったところであります。この多額の損失に対しましては、当事者の職員が全額補填を行う旨申し出ていますが、その他の関係職員で現在、負担割合の協議を続けております。

今後、このようなことが二度とないよう職員一人一人が役割と責任を自覚し、役場組織としてのチェック体制や事務管理体制とコミュニケーションのさらなる強化を行い、厳しくも風通しのよい行政を実現させ、信頼回復に努めてまいり所存であります。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業において、最初の空洞充填工事となる第1期①防災工事は、第3回臨時会において工事請負契約締結の議決をいただき、現在、現場作業を進めているところであります。今回発注しました第1期①防災工事は、防災対策事業において対策を実施することができない道路を試験的に対策範囲に含め、より効果的、効率的な方法となるか検証するための工事となります。

また、現在、あゆみ館、中公民館において亜炭鉱廃坑空洞の調査を実施しております。この2カ所において空洞が確認された場合、検討を進めております在来工法である限定充填工法以

外の工法の適応性を確認するための空洞充填工事を施工する予定です。

そして、中公民館北側の地域を対象とする第2期、第3期計画地において、亜炭鉱廃坑空洞の調査を実施するために、地権者の皆様に町への施工依頼書の提出をお願いしてまいりました。現在、193件中192件の提出をいただいております。

この地域は、亜炭層（空洞）深度分布図において空洞が存在するとされている深度が15メートルより浅いこと、災害時避難所となる中公民館や救急指定病院が存在すること、多くの住宅が密集する地域であることから、対策の優先度が高い地域として選定させていただいております。

今後の防災対策事業の手法を検討する第1期①防災工事などいち早く進め、対策の優先度の高い第1期、第2期、第3期計画地において、早期に防災工事に着手できるよう努めてまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

10月29日には、新丸山ダム関連工事による県道井尻・八百津線のつけかえに伴い、御嵩町側の守部橋、八百津町側の丸山大橋が開通しました。県道の橋ではありますが、御嵩町側の橋の命名を岐阜県に要望し、私が名前をつけさせていただきました。守部とは、その土地を守るため力を尽くしてきた人や団体を指す言葉です。この橋の南に位置する小和沢地区の歴史と大きく関連するものであり、いにしえよりこの地で頻発した境界争議から村を村民の力で守り抜いてきた歴史、近年には産業廃棄物処分場計画から豊かな自然と命の水が守られた過去、そして今後は、新丸山ダムの完成により下流域住民の安心・安全を守っていく未来、という「守り、守ってきた人々」に対する敬愛の心を込めて命名しました。

また、10月18日には、小和沢地区の地権者との座談会を美濃加茂市牧野の旧小和沢地区住民の集会所にて開催し、新丸山ダム事業の協力を得ながら、産廃問題以降、荒れ放題の田畑を何とか活性化できないか提案したところ、前向きにお聞きいただきました。今後は、地権者にとって、本町にとって、そして新丸山ダム事業にとってよりよい方向に進めていけたらと考えております。

なお、この件につきましては、一般質問があるとの報告を受けております。また、初めての地権者との協議の場を持ったというだけで、詳細を答弁するほどの具体性はありませんが、現段階での思いはお伝えしたいと思っております。

自動車のいわゆる御当地ナンバーとして、2020年から東美濃ナンバーの導入を目指し、東濃5市と可児市、御嵩町の6市1町とその商工会議所、商工会、市・町議会などの構成による東美濃ナンバー実現協議会が10月12日に山田議長も委員として御出席のもと設立されました。この11月に知事への導入の意向表明を行っており、その後、県から国へ導入意向表明書の提出がなされております。年明けの1月には、住民の意向調査を行う予定であります。



東美濃は、歴史的経緯を踏まえれば、本町は東美濃地域として何ら違和感のないものと言えます。また、この東美濃地域はリニア開通などにより今後のさらなる発展の可能性があり、6市1町の連携による地域振興が期待されております。東美濃ナンバーの導入は、その連携の一部であり、本町としても観光誘客やまちづくりの推進へつなげていきたいと考えております。今後、協議会による積極的な宣伝により各種団体、住民の皆様の合意形成を図ってまいりますので、実現に向け皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

こうしたチャレンジにはタイミングが必須と考えておりますが、まだイメージの湧かない方が大半かと思えます。来年4月からは美濃加茂市、加茂高校出身の脚本家 北川悦吏子氏によるNHKの朝ドラ「半分、青い。」が放送されますが、その舞台となるのがこの地方で、架空のまち東美濃市であるようであります。したがって来年4月以降には、また違ったムードが出てくるものと考えております。

関ヶ原古戦場の魅力発信につなげる岐阜県の補助事業を活用し、関ヶ原の戦い最強の武将、可児才蔵の魅力発信事業として、「可児才蔵まつり in 願興寺」を開催いたしました。この祭りのメインイベントの開催日の10月14日には、関ヶ原観光大使でもあるクリス・グレン氏をコーディネーターとして才蔵が生まれ育った願興寺の小川住職、才蔵の菩提寺である広島県才蔵寺の河村住職によるトークショーが実現いたしました。才蔵の人物像など興味深いお話をさせていただき、お集まりいただきました多くの方にこれまで余り知られてこなかった才蔵を認知していただき、その魅力を感じていただくことができたと思っております。

あわせて行いました初の願興寺ライトアップには、予想を超える多くの方にお越しいたいただき、幻想的に浮かび上がる願興寺を前に新たな感覚で願興寺の歴史をしのんでいただけたと感じております。

トークショーでクリス氏が、御嵩の方が御嵩町の歴史資源の魅力に気づき、誇りを持つことが大事と語っておられ、共通の認識を覚えたところであります。このイベントをきっかけに才蔵寺との交流も深め、可児才蔵と願興寺の魅力を活用し、さらなる観光振興を地域の皆様とともに進めていきたいと考えております。

願興寺本堂修理事業は事業主体を願興寺とし、11月に国からの補助金交付決定を受け、現在、事業発注の準備を進めております。今年度は、主に本堂修理に係る設計業務を行い、来年度から本堂解体工事に着手する予定であります。

この修理事業の機運を高めるため、10月28日から12月17日まで、中山道みたけ館にて十二神将展を開催しています。願興寺が所有する国指定重要文化財の十二神将像を公開し、町の代表的な文化財である願興寺について多くの皆様に知っていただくとともに、修理事業を御理解いただくための特別展であります。この特別展は、新聞報道等に大きく取り上げていた

いただいたことで 12 月 1 日までに町内はもとより、近隣市町村や県外から約 7,000 人の方々が中山道みたけ館へ来館いただいております。この特別展を通して多くの方に本町の貴重な文化財を身近に感じていただきましたことに、大変勇気づけられております。

これから約 10 年という長い年月をかけて取り組んでいく本堂修理の総事業費は、約 13 億円と試算しております。そのうち事業主体である願興寺の負担額は約 1 億円を見込んでいることから、町内有志による国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会が 8 月末に発足し、本町の貴重な文化財の保存及び文化振興の寄与を目的に町内のイベント等に参加し、募金活動及び寄附金に御協力いただける方を募っております。

多くの方々に願興寺の現状と文化財の保護・保存の重要性を認識していただくと同時に、祖先から受け継がれてきた貴重な歴史的文化的遺産を後世へ継承するため、この修理事業に関して皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

今年度より新たに開始した里山の活性化に向けた 2 つの新たな取り組みについて、現在までの経過について御紹介します。

1 つ目として、役場の若手職員で構成するみたけ里山活性化ワーキングチームが森林に親しむためのイベントを企画し、それぞれにテーマを持たせたイベントを 3 回開催したところ、これまでにスタッフを含め延べ 156 名が参加しております。5 月にはダッチオープンを使ったアウトドア料理教室（鳥肉編）と森林整備体験、7 月にはチップロード整備とスイカ割り、11 月にはダッチオープンを使ったアウトドア料理教室（豚肉編）、自然観察体験ツアーやまき割り体験を開催いたしました。いずれも親子で参加できる内容となっており、参加した方からは、山で活動することの楽しさを知り、また参加したいとの声もいただいております。

また、みたけ里山活性化ワーキングチームのメンバーの研修のため、京都府山科区のみたけ山復活させ隊に派遣しており、マツタケの生える環境整備のため、地起こしの方法や整備された赤松林の視察など、来年度へ向けて大変参考になったとの報告を受けております。

2 つ目として、マツタケ山の入札を行わないかわりに、ふだんマツタケ山に入れない方も入れるようマツタケ探し体験を計画したところ、期間全日の入山が可能なシーズン券の購入者が 19 名、一日券の購入者が延べ 37 名となりました。

そのほかにも、企業との協働による森林づくりでは、この 9 月に株式会社十六銀行と協定を締結し、県内市町村では最多の 5 社目となっております。

このように、多くの住民、また企業の方々のお力をかりつつ、さまざまな形で森林を身近に感じていただくため、今後も工夫を凝らした取り組みを推進していきます。

中児童館及び伏見児童館、並びに伏見地区スポーツ施設の 3 施設を平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 3 年間、指定管理により施設を運営しております。中・伏見児童館では、

18歳未満の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための事業の実施に加え、児童への個別指導、地域組織活動の育成や指導者の養成、子育ての悩み相談・子育て家庭の支援、児童虐待防止における関係機関との連携等を実施してきました。

伏見地区スポーツ施設では、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興を通じて、町民の心身の健全な発達を図り、生活文化の向上に資するために高齢者及び一般の筋力トレーニング教室等を実施してきました。

今回、指定管理期間の3年が満了するに当たり、これまでの実績等から検討した結果、利用状況の成果を上げていること、なおかつ利用者からの信頼も厚いことから、今後も住民のニーズに応えた質の高いサービスを継続的・安定的に提供することができると判断し、地域総合型スポーツクラブである一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を引き続き指定管理者として提案させていただいております。

今後も施設の効果的運用や適正管理について、指導・支援を行ってまいります。

最後に、今回提案いたします平成29年度一般会計補正予算関連について、主な内容を御説明いたします。

まず歳入についてですが、電源立地地域対策交付金の交付決定により1,483万5,000円、中山道の宿場に歴史解説看板を設置する事業に充てる歴史街道観光推進環境整備事業費補助金400万円、亜炭鉱跡防災対策事業助成金として9,296万7,000円を増額したほか、これまでの予算執行状況に応じて、国・県支出金のほか、町債などを増額または減額しております。

歳出につきましては、元気な農業産地構造改革支援事業補助金として397万7,000円、東美濃ナンバー実現協議会負担金として156万円、今年度から本格的な修理に着手する願興寺の本堂修理委員会委員報酬として10万1,000円、亜炭鉱跡防災対策工事費として1億4,660万7,000円などを増額したほか、人事異動及び給与改定による人件費の補正、これまでの執行状況などに基づいた歳出予算の精査などを行っております。

そのほか、継続費、債務負担行為の補正を行い、補正予算額は、歳入・歳出とも、1,086万4,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、平成29年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、一般会計補正予算案など予算関係4件、条例関係4件、その他の議案が2件、都合10件であります。後ほど担当者から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いをいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君の2名を指名いたします。

---

#### 会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 10 月 27 日の議会運営委員会において、本日より  
12 月 15 日までの8日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 15 日までの8日間とすることに決定を  
いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のと  
おり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

---

#### 諸般の報告

議長（山田儀雄君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

岐阜県建設技術協会の要望書、福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけ  
て国に対して意見書提出を求める陳情、腎臓病患者の人工透析通院交通費助成の増額要望書、  
定例監査実施報告書、例月出納検査の結果について、これは平成 29 年 8 月分から 10 月分ま  
での報告であります。以上の 5 件が議長宛てにありました。その写しを配付しまして、議長報  
告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

---

#### 委員長報告

議長（山田儀雄君）

日程第4、委員長報告を行います。

新庁舎整備特別委員会から、議長に委員長報告がありました。これを議題にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました新庁舎整備特別委員会から、議長宛てに中間報告書の提出がありましたので、新庁舎整備特別委員会委員長から報告をしていただき、質疑を行います。

なお、報告書の写しをお手元に配付してあります。

新庁舎整備特別委員会委員長に報告を求めます。

新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行君。

新庁舎整備特別委員会委員長（高山由行君）

改めましておはようございます。

新庁舎整備特別委員会の第2次報告書の報告をいたします。

報告する前に、まずは委員会の皆様に御礼申し上げます。第2次ということでしたが、個人的な考え方、地区的な考え方、もろもろある中で、御嵩町民の福祉の向上をどうしたらいいかということで、この庁舎の整備の問題についてしっかりとした議論をしていただきまして、やっと第2次中間報告書としてまとまりました。まずは皆さんに御礼申し上げます。

それでは、第2次中間報告書の報告をします。

御嵩町議会議長 山田儀雄様、新庁舎整備特別委員会委員長 高山由行。

新庁舎整備特別委員会（第2次中間）報告書。

本委員会に付託されている事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての経過を報告します。

1. 特別委員会の経過。①住民意見集約のための議会住民懇談会。特別委員会では、平成28年12月の第4回定例会において、新庁舎の建設場所について、これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべきと中間報告書を取りまとめました。

この移転新築の結論を導き出すために、現庁舎の場所を含め、考えられる7カ所の候補地を上げ、現地を視察した上で議会住民懇談会において参加者から寄せられた重要なキーワードをもとに比較検討し、2カ所に絞り込む議論をしてきました。

さらに、今年度の平成29年6月25日に開催した議会住民懇談会においても、この中間報告を行った上で、新庁舎の候補地として防災拠点、公共施設の集約、アクセスの利便性などを

踏まえて議論していただきました。参加した 27 名の意見ではありますが、みたけの森入り口近くの 21 号バイパス沿線一帯と顔戸グラウンドを含む県道多治見・白川線沿線一帯の 2 カ所に意見が集中し、特別委員会で協議してきた 2 カ所のエリアと参加住民の意見は一致したことを確認いたしました。

②特別多数議決に向けて。8月 24 日開催の全員協議会において、町執行部より庁舎に関する行政視察の状況や有識者を加えた住民による新庁舎建設検討委員会を立ち上げる報告がありました。さらに新庁舎建設基本構想の概要版（案）において、3カ所の候補地の提示があり、その候補地のうち 2カ所については、特別委員会や議会住民懇談会での住民意見と一致したものでした。

10月6日に開催した執行部を招いての特別委員会において、再度、庁舎基本構想進捗状況の確認を行ったところ、特に候補地の絞り込みを早急に取りまとめる必要があるとのことで、21号バイパスエリアと顔戸グラウンドエリアの2カ所のうちから、議会の意向を尊重して決定していくという方針を確認しました。

地方公共団体の事務所の変更は、地方地自法第4条第3項に規定される特別多数議決が必要な案件であり、議会の意思決定は重要なものであることから、特別委員会としても引き続き調査・研究を重ね、委員会意見の一致を目指すこととしました。

12月5日までに執行部等との意見交換会のほか、8回の協議会と6回の特別委員会を開催し、調査・研究を行うとともに、町議会議員全員の意見集約と確認を行うため、議会活性化研究会及び全員協議会を開催し、活発な議論を重ねてきました。

詳細は 10 ページにあります。新庁舎整備特別委員会調査の経緯等を参照していただきます。

③メリット・デメリットの整理。この候補地 2カ所については、議会住民懇談会での住民意見も特別委員会委員の意見もそれぞれの優位性など、意見が真っ二つに分かれる傾向があったため、意見を掘り下げながらメリットとデメリットについて比較を行いました。

特にデメリットの内容は、地形や利便性に影響する要素が主なもので、デメリットを解決するためには、ある程度のインフラ整備を想定する必要があります。そこで、新庁舎に係る費用以外にどのようなインフラ整備が必要であるかの洗い出しを行い、「候補地のメリット・デメリットの整理」のとおり、取りまとめを行いました。

しかしながら、メリットとデメリットだけの整理比較では、リスクとなる将来的な負担の可能性など判断が困難なことから、特別委員会として独自の新庁舎建設候補地の評価を行うこととしました。

3ページ目はその候補地のメリット・デメリットの整理であります。これは 29 年の 10

月4日時点での整理でございます。

次ページをお開きください。4ページ。

2. 新庁舎建設候補地の評価。①候補地の地理的分析のための暫定中心地の設定。2つの候補地は、範囲が広く具体的な場所が決まっていません。そこで地理的分析を行う基準として、候補地となるエリア全体を囲み、その中で既存道路の拡幅を想定し、エリアの中心に一番近い道路上に暫定的な中心地を下図のとおり設定しました。

上は21号バイパスエリアで、下が顔戸グラウンドエリアでございます。その十字のところが暫定的な中心地の設定してある場所でございます。

5ページをお願いします。

②候補地の地理的比較の概要。候補地の周辺環境や住民の利便性を確認するため、暫定的な中心地をもとに下表のとおり地理的比較を行いました。地理的比較、下を見ていただければ先ほどの暫定中心地より、各々場所や面積や数字であらわしてあるものでございます。

次ページ、6ページをお願いします。

③候補地の選定のための評価項目。候補地の選定については、昨年、特別委員会が中間報告書の中で「求められる庁舎について（新庁舎への期待）」に列記した7項目の重要なポイントを踏まえ、候補地の状況を整理し、選定するための評価の視点として次の4項目を評価項目といたしました。

(1) 防災拠点としての安全性。前回の中間報告において、現庁舎の耐震化ではなく、防災拠点として十分機能する新庁舎を移転して新築すべきと提言してきたことから、庁舎の移転候補地における災害発生時の防災性とアクセスや拠点としての機能維持性など、安全性について評価を行いました。

(2) 住民の利便性。庁舎の位置を変更する場合は、地方自治法の住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、ほかの官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとした規定を踏まえ、アクセス性、連携性、地理性から住民が利用しやすい施設となるかについて評価を行いました。

(3) まちづくりとの整合性。御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転とした前回の中間報告を踏まえ、景観性と地域貢献性から新庁舎の周辺地域の今後の可能性について評価を行いました。

(4) 将来負担などの経済性。両候補地とも災害対策のためのインフラ整備などが必要であることから、リスク回避のために今後必要となる道路や橋梁など現時点で想定し得る将来負担について評価を行いました。

④評価の基準及び配点表。4つの評価項目をより詳細に評価するため、「国家機関の建築物

及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)を参考に、評価項目の分類を行い、それぞれの評価の内容と視点を整理した上で、客観的な判断ができるよう次のとおり、評価の基準及び配点表を定め、評価を行いました。

7ページの評価の基準及び配点表でございます。6ページの4項目をさらに項目を分類して点数で評価いたしました。このときに問題になりましたのは、この重要性の中でどのような点数の配点をするかをかなり皆で悩みましたけど、このようにいたしました。全部で120点満点ということで評価をいたしました。

8ページ目、⑤新庁舎建設候補地の評価結果。先ほどの7ページの配点表において点数を7名の全員で評価点をつけました。特別委員会の意見として真ん中中央と右側の各場所によって意見も付してありますので、よろしくお願ひします。それで、10点満点で各々委員が点数をつけていきまして、7人ですので、7で除した数字がこの点数でございます。一番最下段では、21号バイパスエリアが101点、顔戸グラウンドエリアが60点という評価になりました。わかりやすい100点換算で数字を整理しまして、その左側に100点満点で84点、顔戸グラウンドエリアが50点という評価結果になっております。

次ページ、9ページをお願いします。

中間まとめ。新庁舎の建設候補地の調査・研究をするに当たり、新庁舎整備特別委員会では、前回の中間報告で移転新築の結論に至った理由であるこれからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所を最も重要視し、より可能性が高くなる候補地を判断していくこととしました。

2カ所に絞られた候補地のメリット・デメリットを抽出し、議員間討議を行いながら比較を行いました。しかし、それぞれに一長一短があり、明快な優位性を見出せず、委員の意見も各候補地のプラス面に固執する傾向も手伝って完全に2つに分かれ、結論を導き出すことは混迷をきわめました。

そこで、特別委員会としては、2つの候補地を多面的、多角的に判断するため、現在の状況がどの程度最適であるか、また今後どのような将来負担や不安材料があるかを分析し、総合的に評価をすることとしました。

評価に当たっては、新庁舎移転と判断した原点に立ち返り、防災拠点として十分機能させられるか、役所の性質上、地方自治法に定める住民の利便性は確保できるか、まちづくりの視点から求められる庁舎像の重要なポイントである7項目は満たされているか、リスクとなるインフラ整備を想定し、将来住民への負担にならないか、以上の4点について詳細に評価をしてみました。

その結果、全ての項目において21号バイパスエリアのほうが顔戸グラウンドエリアより優



位性が高いと評価し、前頁の新庁舎候補地の評価結果を全会一致で特別委員会の結論とすることに決定いたしました。

討議を重ねて得たこの結果は、特別委員会として手探りながらも将来を見据え、真剣に議論してきたプロセスを住民に明快にして示すとともに、後世に記録として残していかなければならないと考えています。

議長におかれましては、この結果を早急に執行部に示すとともに、執行部が特別委員会としての評価手法と結果の検証を踏まえ、候補地を最終決定することを期待し報告いたします。

御清聴ありがとうございました。御苦労さまでございました。

議長（山田儀雄君）

ただいま新庁舎整備特別委員会委員長より報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま特別委員会から中間報告が示されました。これは、あくまでも議長の諮問委員会として設置された特別委員会でありまして、中間報告の報告ということでもありますので、これは質疑云々というところにまで今議長のほうから踏み込まれましたけれども、ここで質疑というのは運営上どういうものなのか。

議長（山田儀雄君）

今までの特別委員会報告の後には、質疑を行っております。中間報告の質疑、わからないところについて尋ねていただくという形でやっておりますので、現在質疑に入っております。以上です。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で委員長報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時といたします。

午前9時46分 休憩

---

午前10時00分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

---

議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第64号から議案第73号までと、発議第2号をあわせ、11件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件11件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第64号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第64号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

本年度より12月補正におきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、既に実績が確定した事業や今後の支出がある程度見込める事業など、現時点で精査した上で歳入歳出の増減を計上しております。したがって、例年の12月補正と比べると補正項目が細かくなっておりますので、少しはしょった説明となることをお許しいただきたいと思っております。

初めに、第1条、第1項で1,086万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8,948万6,000円とする旨、規定しております。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条で継続費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正について規定しております。

継続費の補正について御説明いたしますので、6ページの第2表をごらんください。

継続費を設定している亜炭鉱跡防災対策事業につきまして、年割額の変更をお願いするもので、中公民館とあゆみ館の防災工事を本年度前倒しして発注することなどに伴い、9,296万

7,000円について、平成 30 年度の年割額を減額し、29 年度に同額の増額をお願いするものでございます。総額に変更はございません。

次に 7 ページ、第 3 表、債務負担行為の補正でございます。

中・伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設の指定管理に向けた債務負担行為 1 件の追加をお願いします。期間につきましては、本年度から平成 32 年度まで、限度額は 5,200 万円としております。

8 ページ、第 4 表は、地方債の補正です。

8 事業につきまして事業費がほぼ確定しましたので、合わせて 5,280 万円の限度額の減額をさせていただきます。なお、上から 3 段目、生活環境保全林施設等整備事業、みたけの森の学習館の建設事業につきましては、補助内示額の差となる 130 万円と既設建物の解体費圧縮による起債対象額の増加により 100 万円の一般財源負担分を減額し、合わせて 230 万円について地方債限度額を増額しております。

11 ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明させていただきます。

款 12 分担金及び負担金は、前沢川の改修に伴い頭首工等の土地改良施設の改修も見込んでいましたが、測量の結果、土地改良施設については損傷がなかったため、地元水利組合の分担金分 50 万円を減額するものです。

12 ページ、款 14 国庫支出金、目 01 総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度に関連して、他市町村との連携システム構築に係る補助金とマイナンバーカードへの旧姓併記対応のためのシステム改修補助、合わせて 335 万 9,000 円を増額。

目 02 民生費国庫補助金の節 02 児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援システムの改修に対する 10 分の 10、14 万 5,000 円を追加。

目 04 農林水産業費国庫補助金は、みたけの森学習館の整備について、県要綱に基づく補助制度に正式に位置づけられたため、1,770 万円を皆減。

目 05 土木費国庫補助金は、道路橋梁事業に係る交付金の内示により 1,754 万 5,000 円の減額。

目 06 教育費国庫補助金は、小・中学校の理科教材購入に対する補助金の増額とスクールバス購入補助の交付決定による減額、合わせて 10 万円の減額です。

13 ページに移りまして、款 15 県支出金の項 02 県補助金、目 01 総務費県補助金は、幼児向け環境教育教材、子供向け紙芝居の作成事業について、清流の国ぎふ市町村提案事業の採択を受けましたので、33 万 8,000 円を皆増。

また、電源立地地域対策交付金の交付額の決定により電源立地分、水力分合わせて 1,483 万

5,000円を増額しております。

目 04 農林水産業費県補助金の節 01 農業費補助金は、多面的機能支払交付金の確定による減額や、ふしみ宮農が購入する田植え機やトラクターなどの購入事業費の3分の1に相当する397万7,000円の追加など、合わせて261万8,000円を増額。

節 02 林業費補助金は、間伐や危険木の除去など森林整備に係る補助金の内示による251万7,000円の減額と国庫補助から県補助に位置づけられた、みたけの森学習館整備に対する補助金1,640万円を新規に計上しております。

目 05 商工費県補助金は、中山道御嶽宿、伏見宿に歴史解説看板を整備するため、新たに400万円の補助を見込んでおります。補助率は10分の10でございます。

目 07 教育費県補助金110万円は、現在、中山道みたけ館で開催中の重要文化財十二神将展に係る補助金で、当初予定していた芸術文化振興基金からの助成金は、この後雑入で減額をしております。

14 ページへ参りまして、款 17 寄附金は民生費寄附金として株式会社ワゴパッケージテクノさんより50万円、農林水産業費寄附金として北海道環境財団さんから50万円、合わせて100万円の増額です。

款 18 繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金を2,320万4,000円減額。地域づくり助成事業の実績見込みにより、ふるさとふれあい振興基金繰入金を953万5,000円減額。

15 ページに移りまして、目 04 ふるさとみたけ応援基金繰入金は、子供向け紙芝居の作成事業が県補助に採択を受けたことと、入札差金による事業費の減額を合わせて52万2,000円の繰り入れ減。

目 05 福祉向上基金繰入金は、充当を予定していた男女共同参画事業について講師謝礼など県事業を活用したことにより、10万円の減額をしております。

款 20 諸収入の目 05 雑入のうち節 02 民生費雑入は、10月に接近した台風21号により上之郷保育園の屋根が損傷しましたので、補修に係る建物共済給付金64万8,000円を追加計上しております。消防費雑入は、防災士資格取得試験の受講者数の確定により39万3,000円の負担金収入の減と継続費で御説明しました垂炭鉱跡防災対策事業に係る平成30年度からの巻きかえ分9,296万7,000円をここで計上しております。節 08 教育費雑入は、十二神将展に伴う芸術文化振興基金からの助成金124万1,000円の皆減と9月に列島を縦断しました台風18号により伏見小学校の倉庫や体育館、また向陽中学校の屋根が損傷したことによる建物共済からの給付金76万8,000円の追加計上です。

款 21 町債につきましては、先ほど第4表で御説明申し上げたとおりでございます。

17 ページをお願いいたします。

ここからは歳出となります。

人件費の補正につきましては、人員配置の変更や人事院勧告によりそれぞれの科目で増減しておりますが、議員の報酬を含む特別職職員の給与費、共済費、それから一般職職員の給与費、共済費を合わせ、一般会計全体では941万7,000円の減額となっています。

なお、33 ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

また、人件費には含みませんが、今回は岐阜県最低賃金の引き上げや社会保険適用範囲の拡大による社会保険料の増額など、臨時職員等に係る経費も増額計上をさせていただいております。

説明に当たっては、職員に係る人件費、制度改正や職員の育児休業等に伴い生じた臨時職員の賃金等、また事業費の実績、もしくは見込みによる減額については省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

18 ページをお願いいたします。

款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 03 企画費の報償費は、歳入でも御説明したとおり男女共同参画講座について県事業を活用したため、10 万円を皆減。節 18 の備品購入費は、ふれあいバスにドライブレコーダーを取りつけるため8万円を追加。

目 04 電算管理費は、地域イントラネットの光ケーブルを共架している中電柱、NTT柱の建てかえに伴う光ケーブルの移設費用として需用費に109万3,000円を増額。13 の委託料は、他市町村との情報連携のためのマイナンバーシステム改修のため、125万円を増額。

目 05 財産管理費の委託料は、数年実施してきました庁舎のグリーンカーテンについて、手法を変えたり職員で対応したため、シルバー人材センターへの委託料 31 万6,000円を皆減。

目 07 交通安全対策費の節 19 負担金、補助及び交付金は、自治会からの防犯灯設置に係る補助要望が大変多く、約 29 基分に当たる 66 万1,000円を増額。

目 09 環境モデル都市推進費は、117万円の減額です。委託料の説明欄の2つ目、再生可能エネルギー設備保守委託料は、設備ふぐあいにより保守委託の発注の必要がなくなったため皆減しております。

19 ページ、目 10 地方創生事業費の節 13 の委託料は、滞在型農業体験施設整備に関連しまして、設計委託で 45 万5,000円の減額。登記委託料として 19 万8,000円を追加させていただいております。

また、不動産鑑定の結果を受けまして1行飛んで節 17 でこの事業に係る土地、建物の取得費を570万1,000円減額しております。1行戻って節 15 の工事請負費は、本年度取得した柏屋の納屋部分につきまして倒壊のおそれがあるため、解体費用150万円を追加計上させていた

だいております。

目 14 自治振興費は、節 11 で購入を予定していた迷惑電話予防機能機器の購入を取りやめ、消費生活相談員用にパソコンが必要となったため、節 18 の備品購入費に組みかえるもの。

また、大庭台自治会が計画しておりました第 1、第 2 集会所の耐震化工事を見送ったため、地区集会施設整備補助金を 336 万 5,000 円減額しております。

20 ページへ飛びまして総務費の項 03、目 01 戸籍住民基本台帳費の節 13 委託料は、マイナンバーカードに旧姓が併記できるよう国庫補助によりシステム改修を行うもので、252 万 8,000 円を追加しております。

項 04 選挙費は、本年度も町内の高校 2 校について、主権者教育出前講座を行いました。選挙管理委員さんの都合が悪く出席できなかったため、その分の報酬の減額でございます。

21 ページをお願いします。

款 03 民生費、項 01 社会福祉費です。

目 03 みたけ会館費は、人権教育・啓発基本計画を委託で策定するよう予算組みしておりましたが、入札不調が続き委託が困難となったことから、職員で作成することとなったため、役務費でアンケート送付のための通信運搬費を増額し、委託料を皆減しております。

23 ページをお願いいたします。

児童福祉費へ移りまして、表の中ほど目 02 児童運営費の節 11 では、台風 21 号被害による上之郷保育園の屋根の修理及び中保育園の雨漏り修理費、合わせて 148 万 5,000 円を、節 13 委託料は他市町村への入所者見込みによる所要額の増額と、私立保育園委託料の処遇改善加算算定に係るシステム改修費、合わせて 250 万 7,000 円を、節 18 では株式会社ワゴパッケージテクノさんからの寄附金を財源としまして、ぽっぽかんへの空気清浄器 2 台、各保育園へ日よけテント各 2 セットの購入費用、51 万 8,000 円をそれぞれ増額しております。

24 ページ、款 04 衛生費の保健衛生費は、実績に基づく減額なので飛ばしまして、項 02 清掃費の目 01 し尿塵芥処理費の一番下段、節 18 備品購入費は、使用頻度の高い環境整備係の所管する軽トラックについて老朽化により故障が大変目立ってきましたので、急遽、更新するための購入費 109 万 4,000 円と、25 ページ最上段に軽トラ更新に伴う公課費を計上しております。

款 06 農林水産業費、項 01 農業費の 3 段目、目 03 農業振興費の節 19 負担金、補助及び交付金の補助金の説明欄、多面的機能支払交付事業補助金は、比衣地区と津橋地区が協定締結に至らなかったことなどにより 188 万 1,000 円を減額。営農用機械整備事業補助金は、農事組合法人みざの乾燥機購入実績による減額と、新たにふしみ営農の営農用機械購入補助金の追加を合わせまして 57 万 9,000 円を増額。中山間地域等担い手育成支援事業補助金は、農事組

合法人みぎの乾燥機購入実績に基づき 17 万3,000円の減額でございます。元気な農業産地構造改革支援事業補助金は、農事組合法人ふしみ営農の営農機器購入に伴い経費の3分の1に当たる397万7,000円を追加しております。

目 04 農地費の節 19 負担金、補助及び交付金は、御手洗ため池の修繕が不要となったことにより、県営土地改良負担金を皆減するものでございます。

項 02 林業費へ参りまして、目 02 林業振興費は、環境保全林整備事業補助金、里山林整備事業補助金とも補助内示額の減にあわせ事業費もそれぞれ減額しております。

目 03 町有林管理費は、北海道環境財団からの寄附金を活用しまして、森林整備に必要なヘルメットやのこぎり等の購入、刈り払い機などの備品の整備をいたします。

目 05 生活環境保全林費は、歳入でも御説明しました財源内訳の変更でございます。

27 ページ、款 07 商工費の目 03 観光費は伏見宿と御嶽宿に設置する歴史解説看板の製作委託料として歳入と同額の400万円を追加。節 19 の負担金、補助及び交付金は、東美濃ナンバー実現に向けた協議会への負担金として156万円を新たに計上しております。

28 ページの中ほどの表、款 08 土木費、項 03 河川費は、井尻川の改修用地の取得がおくれていることによりまして今年度の工期の確保が困難なため、仮復旧に係る工事費を除き設計委託料、工事費、補償費、合わせて2,681万円と大きく減額をしております。

29 ページは、実績もしくは見込みによる減額ばかりでございます。

30 ページ、消防費の目 05 亜炭鉱対策費は、地盤脆弱性調査の実績見込みにより5,364万円の設計委託料の減と、中公民館、あゆみ館の実証試験防災工事を前倒しして行うことに伴い、1億4,660万7,000円の工事費の増額となっております。

款 10 教育費です。31 ページをお願いします。

一番上段の表、項 02 小学校費の目 01 学校管理費は、台風 18 号による伏見小学校の倉庫と体育館天井の修理、また上之郷小学校の体育館雨漏り修理、合わせて107万5,000円の増額。

目 02 教育振興費は、国の補助金内示をいただきましたので、理科教材など備品購入費として 56 万円を増額しております。

項 03 中学校費、目 01 学校管理費は、こちらも台風 18 号により向陽中学校玄関屋根に被害が生じましたが既存予算で対応しており、建物共済からの給付金を財源に組み込む変更をしております。

目 02 教育振興費につきましても、理科教育等設備整備費補助金の内示を受けまして、顕微鏡カメラ等の購入費用 82 万円を増額しております。

三段目の表、項 04 生涯学習費の目 05 文化財維持費です。節 01 の報酬説明欄のとおり願興寺本堂修理等検討委員会の委員報酬を 11 万6,000円減額し、本堂の本格的な修理事業に着

手するに当たり、新たに立ち上げる願興寺本堂修理委員会の委員に対する報酬 10 万1,000円を追加しております。

32 ページ、目 08 図書館費は中山道みたけ館の屋外水銀灯故障によるLED化に伴う修繕料を増額しております。

款 12 公債費につきましては、元金、利子とも実績見込みにより、合わせて838万9,000円の減額でございます。

以上で、議案第 64 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、黄色の表紙の裏、1 ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 25 億6,518万1,000円とするものです。

それでは詳細を御説明しますので、4 ページをお願いします。

まず歳入からです。

款 03 国庫支出金ですが、来年度の国保制度改革に伴う年報、月報のためのシステム改修分の国庫補助金の交付決定に伴いまして 32 万4,000円増額するものです。

款 08 財産収入ですが、国民健康保険基金の利子の配当見込みにより4,000円増額するものです。

款 09 繰入金ですが、先ほどの国庫支出金の交付決定分と歳出のシステム改修費の確定による減額分を合わせて 43 万2,000円減額するものです。

続いて歳出でございます。

5 ページをお願いします。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、節 13 委託料は、来年度の国保制度改革に伴うシステム改修委託料の確定により 10 万8,000円の減額です。補助金の交付決定により財源内訳も変更となっております。



同じく総務費の項 02 徴税费、目 02 収納率向上特別対策事業費、節 04 共済費は、徴収員の社会保険料を 18 万円減額するものです。

款 09 基金積立金は、歳入でありました国民健康保険基金利子の増額に伴う積立金を 4,000 円増額いたします。

最後に款 11 予備費は、収支見込みによる調整として 18 万円を増額いたします。

以上で議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算つづり、オレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 680 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 16 億 7,962 万 3,000 円とするものです。

それでは、詳細を説明いたしますので、5 ページをごらんください。

まず歳入からです。

款 03 国庫支出金ですが、来年度の制度改正に伴うシステム改修分の国庫補助金の交付決定に伴いまして 53 万 4,000 円増額するものです。

款 06 繰入金ですが、介護保険事業費減額に伴う事務費繰入金、包括支援センター職員人件費減額に伴う地域支援事業繰入金、合わせて 735 万円減額します。

款 07 財産収入ですが、介護給付費準備基金の利子の配当見込みにより 6,000 円増額するものです。

款 10 寄附金ですが、こちらは認知症カフェ運営の目的に指定寄附があり、1 万円を増額します。

続いて歳出でございます。

6 ページをお願いします。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、節 18 備品購入費は、介護保険システム用のパソコン、プリンターの購入差額として 17 万 1,000 円減額します。

同じく総務費の項 02 賦課徴收费、目 01 賦課徴收费、節 12 役務費は、介護保険システム更新業務の完了に伴う手数料の差額 5 万 6,000 円の減額。節 13 委託料は、来年度の制度改正に伴うシステム改修の事業費確定に伴い 331 万 4,000 円を減額します。

款 03 基金積立金は、歳入でありました利子増額分及び指定寄附金分を合わせて 1 万 6,000 円の増額です。

款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 01 保険料還付金は、保険料の還付金見

込みに伴い 15 万円減額します。

7 ページをお願いします。

款 05 地域支援事業費は、地域包括支援センター職員の人件費 349 万 3,000 円を減額します。

最後に款 06 予備費は、収支見込みによる調整として 36 万 8,000 円を増額します。

以上で議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田儀雄君）

議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。

補正予算書つづりの緑色の表紙、平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、第 1 条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ 464 万 8,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 8,844 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正と 3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1. 総括は後ほどお目通しいただくとしまして、4 ページをお願いいたします。

歳入の詳細について御説明をいたします。

款 01 分担金及び負担金、項 01 負担金、目 01 下水道事業受益者負担金でございますが、滞納整理等によりまして滞納繰り越し分を 4 万 9,000 円増額し、908 万 5,000 円とし、目 02 人件費負担金は、人事異動等により職員給与負担金を 21 万 1,000 円減額し 233 万 6,000 円とするものでございます。

2 段目の款 04 県支出金、項 01 県補助金、目 01 下水道事業費県補助金でございますが、特定基盤整備交付金の額の確定によりまして 5,000 円を増額し 119 万 1,000 円とするものでございます。

その下段、款 08 諸収入、項 03 雑入、目 01 雑入ですが、確定申告等によりまして消費税の還付金として 480 万 5,000 円を増額し 1,665 万円とするものでございます。

続きまして 5 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 01 下水道事業費、項 01 下水道管理費、目 01 下水道維持管理費で節 02 給料、節 03 職員手当等、節 04 共済費については、職員の給与改定、人事異動等に

より補正するもので、節 27 公課費は、平成 29 年度の見込み消費税を 28 万3,000円増額し、補正額の合計として 37 万5,000円を増額し、1億6,428万1,000円とするものでございます。

2段目の項 02 下水道施設費、目 01 下水道建設費は、節 02 給料、節 03 職員手当等、節 04 共済費は、給与改定、人事異動等に伴う補正。節 09 旅費は、職員研修に伴う特別旅費の減額。節 13 委託料は、中地内の中排水区、排水路の改修で支障となる下水道の設計委託につきまして、今年度は不要となったため300万円の皆減です。

その下、6ページになりますが、節 15 工事請負費は、宅地開発等に伴いまして、公共下水道の接続工事費300万円の増額。節 19 負担金、補助及び交付金としまして、職員研修会負担金 58 万1,000円の減額で補正額の合計は 23 万2,000円を減額し、2億899万8,000円とするものでございます。

その下、款 03 公債費は、県支出金が確定したため財源内訳を補正するもので金額の増減はございません。

その下、款 04 予備費は、収支調整により増額するものでございます。

7ページ、8ページにつきましては、給与費の補正に伴う明細書でございます。後ほどお目通しお願いいたします。

以上で議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 68 号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 68 号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

議案つづりの 3 ページ、4 ページに改正条例をお示ししておりますが、資料のほうで御説明させていただきますので、資料つづりの 1 ページをお開きいただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行政機関個人情報保護法と行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる行政機関情報公開法が改正されましたので、これを受けてこれらの法律に関連する 2 つの町条例について改正をするものでございます。

改正概要としましては、条例第1条で御嵩町情報公開条例の改正を規定しております。公文書の定義の改正のほか、公開義務から除外される非公開情報のうち個人に関する情報に係る規定について法に倣い個人情報の識別について具体例を示すなど、表現を具体化するよう条文を改めております。

条例第2条では、御嵩町個人情報保護条例の改正を規定しております。定義規定のうち個人情報に係る部分については、情報公開条例同様、識別に当たっての具体例を示し表現を具体化しております。

2点目は、行政機関個人情報保護法で新たに加えられた「個人識別符号」と「要配慮個人情報」というものを条例の定義に追加しております。

3点目として、思想や信条、社会的差別の原因となる情報を要配慮個人情報とする改正を、4点目としまして、実施期間が特定個人情報を保有しようとするときは、事前に個人情報保護審査会に通知することとなっておりますが、この項目の中に「要配慮個人情報が含まれている場合の記録」を追加すること。

5点目としまして、不開示情報に「個人識別符号が含まれるもの」を追加すること。

そのほか2つの条例について、字句の修正、所要の改正を行っております。

なお、附則において改正条例の施行日を公布の日とする旨、規定しております。

資料つづりの2ページから8ページに2つの条例の新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上、議案第68号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第69号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第73号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

それでは、議案第69号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり5ページをお開きください。

今回の条例改正は、ことし9月に発覚しました福祉医療費助成事業に係る高額療養費未請求

問題につきまして、町長及び副町長より管理監督責任を果たしたい旨の申し出がありましたので、給料の減額を行うものであります。

改正内容は、附則に2項を加えるものであります。

附則第15項として、平成30年1月に支給する町長の給料月額について100分の10を減額するものであります。

また附則第16項として、平成30年1月に支給する副町長の給料月額について100分の10を減額するものであります。

資料つづり9ページをお開きください。

こちらでは、改正に関する概要と、10ページでは条例の新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第69号について説明を終わります。

続きまして、議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更について御説明いたします。

議案つづり7ページをお開きください。

岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約ですが、条立てとなっており、1条からめくっていただきまして8ページ下、第2条、第3条として規定しまして、14ページまで第50条まで規定しております。

変更内容につきましての概要は資料にて説明しますので、資料つづり15ページをお願いいたします。

本町が加入しています岐阜県市町村職員退職手当組合は、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理している一部事務組合です。この組合に市町村や一部事務組合を加入・脱退させること、組合事務、組織等所要の変更を行うことにつきまして規約を改正する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき協議を行うため、構成団体の議会の議決を求めるものであります。

先ほど改正を条立てとして50条にわたっていると申しましたが、その理由と内容につきまして、本組合の規約を変更する場合は、本組合に岐阜県が構成団体となっている岐阜県地方競馬組合が加入しており、本来は総務大臣の許可を経る必要がありましたが、昭和52年10月1日以降の規約変更が岐阜県知事の許可とされており、このほど総務省よりこれまでの変更が無効とされたことから、過去から順を追って改めて規約変更を行うものとしたものであります。

なお、今回の規約変更による総務大臣許可を受けることにより、過去の共同処理に対する法的効力は担保されるものであります。

変更の概要として、第1条から第48条までの改正につきましては、先ほど申し上げました

昭和 52 年 10 月以降の規約変更を改めて行うものであります。

第 49 条の改正につきましては、可茂広域行政事務組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、同日をもって本組合から脱退するものであります。

第 50 条の改正は、①組合議員の選挙につきまして、町村の長である組合議員と町村の議会議長である組合議員について、それぞれ互選とするもの。

②組合の執行機関、③組合の執行機関の補助機関、④退職手当を受ける者の範囲、⑤退職手当の額の根本基準、⑥特別負担金に係る規定につきましては、削除や文言の整理を行うもの。

⑦構成団体として、本巢消防組合が平成 30 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、本組合から脱退するものであります。

施行日は、総務大臣の許可のあった日ですが、第 49 条までの改正規定は遡及してそれぞれ適用するものであります。

以上で議案第 71 号について説明を終わります。

続きまして、議案第 73 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり、その 2 の 1 ページをお開きください。

今回の一部改正では、3 つの条例を施行期日や適用日の違いにて 6 条立ての一部改正条例としております。

第 1 条と 5 ページ中段、第 2 条では御嵩町職員の給与に関する条例の一部を、その下第 3 条と第 4 条では御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正を、第 5 条と 6 ページ第 6 条では御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正を規定しております。

改正の内容につきましては資料で説明しますので、資料つづりのその 2 の 1 ページをお開きください。

今回の条例改正の主なものは、平成 29 年人事院勧告により民間給与との格差を埋めるため、給与月額を平均で 0.2 % 引き上げ、平成 29 年 4 月から遡及適用すること。また、勤勉手当の 0.1 月分引き上げの改正を行うものであります。

それでは、条ごとの改正の概要を説明いたします。

第 1 条と第 2 条では、御嵩町職員の給与に関する条例の改正概要であります。民間給与との比較による給与の改定であります。初任給や若年層に重点を置いた給与月額平均 0.2 % を引き上げるものであります。これは平成 29 年 4 月から遡及適用とします。

また、勤勉手当の年間支給率を 0.1 月分引き上げ、表のとおり今年度は 12 月の支給率を引き上げることを実施し、2 条で平成 30 年度の支給率を 6 月期と 12 月期に均等に配分するも

のであります。

第3条、第4条では御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例改正と、2ページ、第5条、第6条では御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正する規定であります。

第3条と第5条では、それぞれ平成29年12月支給分の期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、第4条と第6条では、引き上げた0.1月分を平成30年度からは、6月期と12月期に均等に配分する改正であります。

また、附則では平成26年の給与条例改正により設けられました55歳を超える職員に対する給料等の1.5%減額支給措置を平成30年3月31日をもって廃止することから、当該関係する附則の条文を削除しまして、当該附則を引用している御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を規定しております。

この改正の施行期日は公布の日からとなりますが、第1条、第3条、第5条は平成29年4月1日から適用し、第2条、第4条、第6条は平成30年4月1日からの施行となります。

次の3ページから最後の19ページまでは改正の新旧対照表ですので、お目通しをください。

以上で議案第73号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第70号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

それでは、議案第70号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは6ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり11ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、土地改良法の一部改正による条ずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

概要としまして、土地改良法の一部改正で工事の完了等の場合の公告等を規定した第113条の2が第113条の3に繰り下げられたため、本条例に規定されたその部分につき改正を行うものです。

また、その他所要の改正を行います。

施行日は公布の日であります。

新旧対照表は、12ページから14ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

い。

以上で議案第 70 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第 72 号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 高木雅春君。

福祉課長（高木雅春君）

それでは、議案第 72 号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづりの 19 ページをお願いいたします。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1つ目に指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございます。中児童館、伏見児童館、伏見地区スポーツ施設の3つの施設です。

2つ目に指定管理者となる団体の名称ですが、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部代表理事 松浪保夫でございます。

3つ目といたしまして、指定期間ですが平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

ここで、ただいま御説明いたしました指定管理者団体の選考の経緯につきまして御報告させていただきます。

今回、上程した施設のうち中児童館及び伏見児童館は福祉課所管の施設でございます。また、伏見地区スポーツ施設は保険長寿課所管の施設ですが、伏見児童館と伏見地区スポーツ施設は、伏見にこここ館として同一の建物の中にある施設であるということから、児童館の管理とスポーツ施設の管理をあわせて指定管理者による管理をしているところでございます。

福祉課と保険長寿課では、3施設の次期指定管理者団体の選考について、現団体へのヒアリングや評価を実施した上で、平成27年度から29年度までの第1期が終了して、30年度からは第2期として更新をしていこうということで手続を進めていくことといたしました。

次に、指定管理者選考委員会を2回開催し、指定管理者団体の選考について審議いただきました。第1回目の委員会では、今までの実績から現管理者に特に問題がないため、引き続き同じ管理者で更新していきたい旨を伝えました。今定例会に提出しております資料などにより評価、審議していただき、おおむね現管理者による指定管理の継続を認めていただきました。

第2回目の委員会では、指定管理者から提出された平成30年度から32年度までの指定管理に係る指定管理者指定申請書をもとに内容を審査していただいた結果、新たな利用促進策を



提案させること、担当課として利用者のサービス向上を図るために現管理者を引き続き指導していくことなどの条件が付きましたが、平成 30 年度から 32 年度までの指定管理者としてみたけスポーツ・文化倶楽部を選考していただき、今回議案の上程の運びとなりました。

定例会資料つづりの 30 ページをごらんください。

30 ページから 33 ページまでにつきましては、児童館とスポーツ施設の指定管理業務評価シートが掲載してございます。それぞれの 31 ページと 33 ページの下段のほうに指定管理者に対する評価が載せてございまして、こちらのほうが更新に至った私どもの考えとなっております。

34 ページ、35 ページには、3施設の平成 27 年度、28 年度の収支一覧がございまして、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上で議案第 72 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

続いて、発議第 2 号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

発議第 2 号について御説明させていただきます。

発議第 2 号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、提出者は私、安藤信治、それから賛成者、谷口鈴男議員、山口政治議員、高山由行議員、以上 3 名でございます。

内容につきましては、資料つづりの 36 ページのほうで説明させていただきますので、よろしく願います。

改正の趣旨としましては、現行条例は、報酬を日割り計算する際、他市町村とは異なりまして御嵩町独自の日割り計算方法をとっております。その条文が盛り込まれているため、7月の改選時に条例で規定された議員報酬月額を超えて報酬を支給することになる場合があるということで、一般職の職員と同様の取り扱いとなるよう条例を改めるものであります。

概要としましては、御嵩町独自の日割り計算に関する条文を削るということです。

施行日は公布の日からということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

---

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は 12 月 12 日午前 9 時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会します。御苦労さまでした。

午前 11 時 02 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長      山   田   儀   雄

署 名 議 員      安   藤   信   治

署 名 議 員      伏   屋   光   幸

